

⑤保険証のコピー と ⑥市町村民税課税（非課税）証明書 について

患者の方が加入している医療保険の種類等により、ご提出いただくものが変わります。

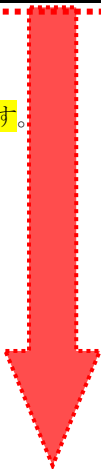
患者の加入 医療保険の種類		提出書類	⑤	⑥
			保険証のコピー が必要となる方	市町村民税課税（非課税）証明書 （前年分の所得を証明するもの） が必要となる方
			被保険者が 課税の場合	被保険者が 非課税の場合
被用者保険 全国健康保険協会、 健康保険組合、 共済組合 等	被保険者が 患者以外	患者本人と被保険者 ※2 の保険証のコピーが必要	被保険者 の証明書が必要	患者本人、被保険者、 申請者 ※3 の証明書が必要
	被保険者が 患者本人	患者本人 の保険証のコピーが必要	患者本人 の証明書が必要	患者本人と、 申請者 の証明書が必要
国民健康保険 ※1 市町村国民健康保険、 国民健康保険組合 等		患者本人と同じ国保に加入 している方全員 の保険証のコピーが必要	患者本人と同じ 国保に加入して いる方全員 の証明書が必要	患者本人と同じ 国保に加入して いる方全員 の証明書が必要

※1 申請者が後期高齢者医療保険に加入している場合は、
患者と同じ国保に加入している方全員 に加え、後期高齢者医療保険に加入している申請者
の保険証のコピー及び住民税課税（非課税）証明書の提出が必要になります。

※2 患者本人の保険証に被保険者の名前が記載されている場合は、被保険者の保険証のコピーを省略できます。

※3 被保険者と申請者が同一の方である場合は、患者本人と被保険者 の証明書で結構です。

必要となる住民税課税（非課税）証明書（⑥）のうち、
義務教育を修了しておらず、かつ、所得がない方 については提出の必要はありません。



市町村民税非課税証明書をご提出される皆さまへ

《注意》上の表に基づきご提出いただく市町村民税の証明書（⑥）の全てが、非課税 証明書である場合

下記に掲げる年金・手当等について、前年中に給付があったものを申請書裏面に全て記入し、公的機関からの証書や振り込み通知書等のコピー（金額が分かるもの）をご提出ください。

該当する年金・手当等

障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金等の年金、
労災等による傷害補償給付、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当